

区民の声の公表（令和4年1月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
区内の薪ストーブ、暖炉の使用について	薪ストーブ、暖炉の設置、使用に関する規制を作って下さい。	東京都の条例により廃材やごみ等の廃棄物の焼却行為は規制されておりますが、暖炉等を適切に使用する場合は規制対象外となっております。 そのため、区では、苦情が寄せられた場合に、現場確認及び周辺への配慮を要請しています。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和4年1月4日	
区立中学校のカーテンについて	授業参観で校舎へ訪問した際、あらゆる教室の窓のカーテンが閉め切られていました。中学生の子供たちが日々校舎からの外の景色を奪われているのかと無念でなりません。生徒の生育にも良い影響があるとは思えません。どうか子ども達の空を取り戻してやってください。	教室のカーテンについて中学校に確認したところ、近隣の方からの要望により、話し合いを通じて新校舎建設当時から長い間、そのような状態を続けているとのことです。しかしながら、現在の校舎からみた方角や時間帯によっては近隣の方にご迷惑をかけることは少ないと思われるため、学校運営の支障がない範囲でカーテンを開けてもらうよう、中学校側に申し伝えます。	教育総務部 教育環境課	電話 03-5432-2659 FAX 03-5432-3028	令和4年1月4日	
区立図書館のブックポストの年末年始の扱いについて	年末に本を返そうとしたら、図書館が閉館だけでなく、ブックポストも閉鎖されていました。年末に本を返却できるよう、ブックポストは閉鎖しないでもらえないでしょうか。	ブックポストについては、図書館閉館時に図書館資料をご返却いただくために設置しています。緊急事態宣言期間中から、コロナウイルス感染症対策で対面による接触を減らすため、臨時的に開館時間中もブックポストを開けています。年末年始の長期休館中にブックポストへ資料が返却された場合、すべてをブックポスト内に収納することができません。そこで、図書館資料等が外へあふれてしまうことを避けるため、年末年始についてはブックポストを閉鎖しています。図書館の改築工事などの機会をとらえ、他区の図書館などの例も参考にブックポストの在り方について検討します。	生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-0482 FAX 03-3429-1811	令和4年1月4日	
エコプラザ用資の家電、家具を孤児院等を巣立つ子どもへ寄附できないか	18歳になって孤児院、乳児院を巣立って行く子ども達が家電、家具を必要としているため、リユース家具、家電を優先的に寄附できないでしょうか。	区では、現在年間約8,800トンの粗大ごみが発生しており、エコプラザ用資では、その粗大ごみの一部をリユース家具・家電として月に2回、抽選の上で1点1,000円で有償頒布を行っています。孤児院・乳児院や、児童養護施設を退所された方に対し、エコプラザ用資のリユース家具・家電の寄付を行うことで、退所された方の社会的自立の支援につながり、かつごみの減量も促進できるため、実現すれば、有効な取り組みとなる可能性が考えられます。 一方で、他の経済的に不自由な方に対する支援施策との兼ね合いや、現実的な家具・家電需要の把握、また個人情報に配慮した受け渡し方法の確立等、様々な課題もあります。ご意見いただいた内容も含め、福祉部門の関係所管と情報共有を行うなど、まずは実現の可能性等について、検討させていただきたいと思っております。	清掃・リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3253 FAX 03-6304-3341	令和4年1月5日	
就学相談について	徒歩圏内に希望する学校がないのが現状です。既存の公立校を利用して、多種多様な学びをサポートする体制は難しいのでしょうか。すべての子どもたちが通いやすい公立校のありかたを見直していただきたいです。	区立学校では、発達に特性のある児童・生徒や外国人児童・生徒、貧困、いじめ、不登校の児童・生徒など、多様な子どもたちが学んでいる状況であると認識しています。こうした中、ご要望いただいた多様な学びをサポートする体制の強化や、すべての子どもたちが通いやすい学校づくりは、大変重要なことであると考えています。多様化する子どもたちに対応した個別最適な学びの実現に向け、ICTの活用をはじめとした指導方法の工夫改善や、指導体制の充実、関係機関・地域との連携による学習支援などに取り組み、子どもたちの資質・能力をより一層確実に育むことができるよう努めていきます。教育委員会としては、いただいたご意見を参考にしながら、これまで以上に子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、学校教育の包摂性を高めることができるよう、サポート体制の充実に向け取り組んでいきます。	教育政策部 教育相談・支援課  教育政策部 教育指導課	電話 03-6453-1511 FAX 03-6453-1534  電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041	令和4年1月7日	
小学生の荷物について	登下校時に荷物が多く、両手が塞がる状態で、雨の日は傘を持つのに苦勞しています。また、成長期の子ども体だけでなく、荷物が重いことで本人も気づかない心的なストレスが増え、登校しづらくなるとか心配で、親が工夫して、指定された持ち物を持たせないなどの対策をせざるをえない状況です。平常時の荷物の重さの問題に加えて、子供たちの安全のために、学期はじめと終わりの荷物について配慮をお願いします。	区教育委員会では、文部科学省からの通知等に基づき、教科書や学用品等の置き帰りの工夫などによる児童・生徒の身体的な負担の軽減について、子どもたちの成長に応じた弾力的な運用を行うよう、各学校に周知しているところですが、児童用タブレット端末の配備等も加わり、携行品の削減には各校が工夫を重ねながら取り組んでいるところです。当該校においても、学用品の置き帰りなどにより携行品の減少に努めているとの報告がありましたが、始業時、終業時などの携行品が増える時期について、一層の工夫を行うよう依頼しました。また、携行品の削減に向けた取り組みについて、改めて各学校に周知を図っていきます。	教育政策部 教育指導課	電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041	令和4年1月11日	他1件
区立図書館におけるリサイクル本棚の管理	利用者が本を自由に持ち帰ることができるリサイクル本の本棚から数冊をとり、図書館内の階段を降りようとしたところ、一冊、リサイクル本でない蔵書が紛れていたため、ブザーが鳴りました。その際、泥棒扱いされ大変不愉快でした。毎朝またはリサイクル本を書架に置く都度、そのような本が混入していないか、職員が点検してください。	この度は、当館職員の対応においてご不快な思いをされましたこと、申し訳ありませんでした。図書館は、広く区民の方々が利用する施設として、職員は相手の立場に立ったコミュニケーションを心がけることが大切ですが、至らない点があり、申し訳ありません。リサイクル本の本棚の管理につきましては、ご指摘をいただきましたように、定期的に職員による点検を徹底します。	生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-0482 FAX 03-3429-1811	令和4年1月12日	
2022年に実施した成人式について	成人の日に息子が式典会場（第二部）に出向きましたが、帰ってくると「会場に入れて貰えなかった」、「満席で入れないからと、外の小さなモニターで観ようと言われて椅子もない野外で見せられた」と言っていました。それを聞いて信じがたく、主役である成人が入れて貰えないことがあるのか、と思いました。詳しく聞いたところ、息子も会場に入るのが少し遅れたということはありませんが、招待状を受け取り、本人も大変楽しみに正装して、電車を乗り継いで出向いた成人の式典に、門前払いされた形になり、「世田谷区に祝ってもらうどころか、すごく粗末に扱われた気分だった」と言っていました。他にも入れなかった方が憤っていた様子もあったとのこと。建て替わりに伴う借りの会場で、コロナ禍ということも有ると思いますが、このような対応しか出来なかったのでしょうか。20歳の地元での成人式は、一生の思い出です。今後、このような思いをする成人が出ないようにしていただければと思います。	「令和4年新成人のつどい」は本庁舎等整備工事のため、例年会場としています世田谷区民会館が使用できず、日本大学文理学部百周年記念館を借用し、開催しました。開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、会場の収容人数の50%の人数に入場を制限し、3回に分けて式典を開催しました。 区の新成人のつどいの対象者は毎年8000人前後と多く、例年、そのうちの3000人～3500人程度の方が式典に出席しています。区民会館にて開催した一昨年（昨年は新型コロナウイルス感染症の急拡大のため会場開催を中止）と同様に、各回式典会場内の入場は1100人程度とし、会場に入れなかった方はモニター中継会場にて、式典の中継映像を見ていただくこととしました。入場規制に関しましては、事前に送付した案内状や、当日の場内アナウンスにてご案内をしました。現在、区内で、ほかに収容人数の大きな式典会場を確保することは難しい状況です。また、限られた屋外スペースの中で、着席にてモニターを見ていただく会場を設けることは難しい状況でした。また、仕出し弁当も満員（こちらの会場も収容人数の50%の人数制限）となり、施設の安全管理上、また感染防止対策等の観点より、式典会場への入場をお断りしたさせていただくこととなったこと、誠に遺憾です。しかしながら、区としても、成人される皆さまにとって、新成人のつどいが一生に一度の大切なイベントであることを認識し、来場いただく皆さん全員が式典に参加できることが望ましいと考えています。今回いただきましたご意見は、来以降の式典の際の検討材料とさせていただきます。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課	電話 03-6304-3593 FAX 03-6304-3714	令和4年1月17日	
区立小学校の改修工事に伴う弁当の持参について	給食室の改修工事のため、給食を中止するので弁当を持参する旨のお便りが届きました。給食室が使用できないなら他校で作った給食を運べばよいと思います。1校で対応できない場合は複数校に分散して作ってもらうことも可能ではないですか。どうしてもだめなら、学校で弁当を手配することはできませんか。	ご提案の他校や共同調理場からの給食配送については、改修工事に伴い給食に関する全ての施設が使用できなくなるため、給食の一時保管、仕分け、下膳作業を行うための配膳室、給食を各クラスに運搬するためのエレベータの設置、各作業を行う人員など、安全面や衛生面で必要な設備や体制を整える必要がありますが、新たに整備するための場所や予算の確保などが大変難しい状況です。 また、仕出し弁当での代用を区が行うことについては、仕出し弁当は学校給食とは異なり、弁当の衛生管理や献立作成、食材選定、調理に直接関わらないため、安全性や質を確認することができません。このようなことから、区として責任をもって子どもたちに提供することは難しいと考えています。日々ご多忙の生活の中、お子様のお弁当を準備していただくことについてご負担をおかけしますが、改修後も安全な学校給食の提供に努めますので、なにとぞご理解とご協力をお願いします。	教育総務部 学校健康推進課	電話 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029	令和4年1月18日	

	夜間中学やほっとスクール、不登校特例校分教室について、特色や広報活動の予定・計画、形式的な教育課程修了による卒業の場合と年齢等による再入学・再利用の可否について教えてください。	三宿中学校に設置されている夜間学級については、教育委員会事務局学務課にて就学手続きや案内周知を担当しています。区ホームページ等において、部内在住または在勤で、義務教育期間を過ぎた年齢の方で「中学校を卒業していない方」および「さまざまな事情により、中学校で十分に学べなかった方」を対象として夜間学級を設置している旨、周知をしています。中学校を形式卒業された方につきましては、文部科学省の通知「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」に基づき、実質的に義務教育を十分に受けられなかったご事情等をお伺いした上で、入学の可否の判断をしています。教育委員会としましては、義務教育を受ける機会をすべての方に実質的に保障することが重要だと考えておりますので、今後とも入学希望の方のご事情を丁寧にお伺いし、きめ細やかな対応に努めていきます。	世田谷中学校不登校特例校分教室、ほっとスクールについて 令和4年4月1日に開設予定の世田谷中学校不登校特例校分教室は、不登校生徒に応じた特別の教育課程により、一人一人の状況に応じた学習に取り組むことができる学校で、教育相談・支援課が入室手続きや区ホームページ等での周知を担当しています。教育総合センター内の不登校支援窓口で入室を随時受付けており、見学、体験通室を通じて不登校特例校分教室への入室のほか、適切な支援と一緒に考えていきます。また、ほっとスクールについては、不登校の児童・生徒を将来的な社会的自立へとつなげていくことを目的に、小集団での体験活動などを通じて、学校生活への復帰や自分らしい進路の実現へとつながる支援を随時提供してまいります。ほっとスクールで通室の申込みを受付し、入室検討委員会において入室の可否を判断しており、一旦退室しても再通室することも可能です。	教育総務部 学務課  教育政策部 教育相談・支援課	電話 03-5432-2683 FAX 03-5432-3029  電話 03-6453-1511 FAX 03-6453-1534	令和4年1月18日	
	小・中学校へ配布しているタブレット端末の閲覧制限について	学習用タブレット型端末につきましては、「せたがやまなびチャンネル」をはじめ、Youtube等の動画コンテンツを学校教育で使用する場合があることから、Youtubeアプリを利用できるようにしています。配布しているiPadにつきましては、先進自治体の事例や学識経験者の意見等も踏まえ、不適切なサイトを閲覧できなくするなどのコンテンツフィルタリングや、暴力的、成人向け等のコンテンツが検索結果に表示されないようにする「制限付きモード」を適用した上で、お子さんが多様な情報にアクセスして学びを広げられるよう、使用制限はなるべく行わない設定にしています。端末の設定につきましては、導入から1年近くを経過する中で、これまでの利用状況や保護者の皆様からのご意見等を踏まえ、見直しを含めた検討を進めているところです。変更する際には改めて保護者の皆様にお知らせします。学習用タブレット端末の適切な活用や、長時間使わずに学習のペースを調整すること、安全なサイトから正しい情報を得て活用していくことなどのICTリテラシーについては、引き続き学校からもお子さんへ指導してまいります。また、学習用タブレット端末は状況により学校で保管することもできますので、保管をご希望の場合は学校へご相談いたします。	区内の小・中学校の児童に配布しているタブレット端末に関する閲覧制限に関して相談です。タブレット端末の配付をきっかけに子どもがYouTubeに浸ってしまう生活となりました。なかなか自分で自制できない成長過程の子供たちにおいては閲覧の制限は必要ではないでしょうか。また、ICT機器の利用の仕方について、学習の支障とならないように考えてほしいです。	教育政策部 教育ICT推進課	電話 03-5432-2969 FAX 03-5432-3028	令和4年1月19日	他2件
	路上喫煙について	喫煙者の溜まり場になっている場所があり、非常に迷惑している。喫煙禁止の注意または対策をお願いしたい。また、罰金を取るなど厳しく取り組んでほしい。	区では、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としております。たばこルールの実施に合わせ、電柱巻着板や路面標示シートの設置、区のおしらせや区公式ツイッターなどによる情報発信、地域の自治会・町会と協力したキャンペーンの実施といった周知・啓発活動に取り組んでいます。ご指摘の場所における路上喫煙やたばこの吸殻のポイ捨てについては、環境美化指導員の巡回を行い、ご指摘の行為が確認された場合には直接指導を行います。罰則規定については、たばこルールの策定にあたり、学識経験者、関係団体代表者等の外部委員を含む検討委員会を設置し、検討してきました。検討委員会の総意として、喫煙する人としらない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指すべきであるとの意見で一致したことを踏まえ、罰則規定は設けないこととしたしております。区といたしましては、環境美化指導員による喫煙者への巡回指導等も行いながら、世田谷区たばこルールをより実行性の高いものとし、喫煙者のマナー向上に努めてまいります	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和4年1月19日	他1件
	マイナンバーカードの電子証明の有効期限	平成元年12月に他区から世田谷区に転居してきた。確定申告のため、個人番号カードを利用しようとしたが、「電子証明の有効期限が切れている」との返信があった。1) 世田谷区転入から2年間も経過していないのに、電子証明の有効期限が切れるのか。2) 電子証明の有効期限に、不鮮明な赤インクが付けてあるだけで、日付が未記入である。3) 世田谷区転入手続きの際、「個人番号カードが使えば短時間、手続き簡単」と説明されていたが、手続きのため25分以上待たされ、従来手続きの人より遥かに時間がかかっている。	電子証明書の手続きに関しまして、ご迷惑をおかけして申し訳ありません。(1) 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカード発行から5回目の誕生日までとなります。発行から5回目の誕生日を経過している場合は、更新(発行)手続きが必要です。お近くの出張所または総合支所くみん窓口にて手続きをしていただけますようお願いいたします。(2) 電子証明書の有効期限は、更新すると延長されるため、世田谷区では電子証明書の有効期限欄は、ご自身でご記入いただくよう空欄のままお渡ししています。初回の有効期限は、発行から5回目の誕生日、更新後はマイナンバーカードの有効期限と同じ10回目の誕生日となりますので、ご自身で記入していただくようお願いしております。(3) 事務処理の時間についてマイナンバーカードを用いて転入届を行う場合、紙の転出証明書を用いた一般的な転入届よりも転入の事務処理にかかる時間は短くなります。一方で、転入手続きの完了後に、新たにお住まいになった自治体で継続してマイナンバーカードを利用するためのお手続きが必要となり、場合によってはマイナンバーカードを利用しない転入手続きと同様か、それ以上のお時間を要してしまう場合があります。	地域行政部 番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課  住民記録・戸籍課	電話 03-6413-9481 FAX 03-6413-9482  電話 03-5432-2236 FAX 03-5432-3077	令和4年1月24日	
	極寒時期にホームレスへ寝る場所を提供できないか	ここ1年、コロナ禍のあおりなのかホームレスが増えていると実感します。夏はまだよいですが、この寒空の気温1.2℃の中、ベンチなどで寝ている人を目にし、このままでは命を落としてしまうのではと気がかりです。何か行政の手を差し伸べることをしてあげて欲しいです。	区をはじめとする東京23区では、路上生活者の一時的な保護及び就労による自立等、路上生活からの早期の社会復帰に向けた支援を行うことを目的として、自立支援センターを設置し、東京都と協力して様々な事業を実施しています。このうち、「巡回相談事業」では、公園管理事務所と連携し、専門の相談員が、路上生活者を定期的に巡回し、生活保護制度をはじめとする様々な支援制度の説明等を行い、路上生活者に体調の悪化や、精神疾患等の可能性がある場合には、介入のタイミングをはかり、医療機関等に繋げることも試みておりますが、法律上の制約もあり、強制的な医療機関・施設への移送等を行うことはできないため、長期化している場合が多いことが現状です。今後も「巡回相談事業」において粘り強く説得を続ける等、路上生活者への支援に取り組んでいきます。	保健福祉政策部 生活福祉課	電話 03-5432-2188 FAX 03-5432-3020	令和4年1月25日	
	高齢者の権利擁護について	高齢者を守るために、区でも高齢者がお金の管理ができなくなった時に社会がそれを理解して、適切に接してあげることが必要だと思います。色々なケースを考え、高齢者が被害にあわないように何らかの策を練ってほしいです。	この度は、高齢者の権利擁護に関してご意見をいただき、ありがとうございます。ご指摘のとおり、高齢化社会になり、金銭管理や介護サービスの契約など、一人では難しいケースが増えてきており、区としても危機感を持っています。そこで、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分でなくなり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り、法的に支援する成年後見制度があります。国は平成28年に、「成年後見制度の利用に関する法律」を施行し、区市町村に対し、基本的な計画を定め、必要な整備を講ずるよう努めることとしました。このことを踏まえて、区では、令和2年度に新たに世田谷区成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の利用促進に向けて取り組んでいます。具体的には、本人や親族からの相談を受けた場合や支援する側(区職員、あんしんすこやかセンター、ケアマネージャー、民生委員・児童委員など)の気づきなどにより、成年後見制度の申し立て支援や後見人等候補者の選任、親族後見人に対する審判後の支援などを行うことで必要としている方が成年後見制度を利用し易くするとともに、親族後見人の孤立や不安などを解消し、安心してご本人に寄り添えるよう支援しています。また、地域を取り巻く関係機関(介護サービス事業者、警察、消防、金融機関など)や弁護士、司法書士、社会福祉士などの多職種と連携し、ネットワークを構築し、成年後見制度の利用促進への意見交換や情報共有などを行っています。加えて、区は、成年後見制度ハンドブックやホームページによる啓発、成年後見セミナーなどを実施し、成年後見制度の周知と利用案内を行っています。	保健福祉政策部 生活福祉課	電話 03-5432-2767 FAX 03-5432-3020	令和4年1月28日	

	<p><b>保育園でのお昼寝について</b></p>	<p>区の認可保育園に通っていますが、6歳の子の保育園ではお昼寝しない場合には遊んで良いただし、基本は部屋を暗くする)となっていますが、4歳の子の通う保育園では全員お昼寝をすることが必須です。2人とも土日は一切昼寝をせずずっと遊びっぱなしです。保育園の方針で平日お昼寝するため、夜寝るのは22時～23時です。その一方で、保育園からの園便りでは”子どもにとっては早寝早起きが大切です”と書いてあり矛盾を感じます。 以前通っていた別の区内認可保育園も12:30～15:00のお昼寝は必須で、昼寝をしない場合でも布団の中に目を開けたまま入るように言われていました。改善して欲しいと先生に伝えましたが、横になって休む時間も必要と言うことでその習慣を止めていただくことは出来ませんでした。 しかし、保育所保育指針では「午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。」となっています。 先生たちのご事情もあと思いますので、必要に応じて体制を整えていただいた上で、お昼寝については子どもや家庭の事情に応じて選べるようにしていただきたいと切に願います。</p>	<p>午睡については、ご指摘をいただいた保育所保育指針の項目から各保育園が午睡について一律な対応をとるのではなく、お子さんに合わせ柔軟な対応ができるよう研修等実施し子どもの生活リズムや健康状態に合わせた対応できるように、小学校への連携も考慮しながら取り組んでいる所です。 しかしながら、現実には異なる状況であることを再認識しましたので、更に各施設に午睡について、保護者の方と共に考えていけるように働きかけていきます。 子どもの発育や発達の状態、家庭での睡眠の状態などについて、保護者の方と情報を共有し、一日の生活の流れを見通し、静と動の活動のバランスを図るように配慮をすることが大切ですので就寝時間が22時から23時を過ぎていることを保育園にお伝えいただき、保育園と家庭とやり取りを行いながら生活リズムの整え方について、ご相談いただければと思います。</p>	<p>保育部 保育課</p>	<p>電話 03-6453-4837 FAX 03-6453-4856</p>	<p>令和4年1月28日</p>	
	<p><b>窓口での職員応対について</b></p>	<p>戸籍抄本の申し込みの書き方を質問した際、「失礼ですが、結婚されていますか」ではなく、「あなた結婚してないでしょ」という言い方をされ不愉快でした。</p>	<p>日頃より、区民の方、申請者の方には分かりやすく、丁寧でかつ失礼のない対応を心がけるよう指導しているところですが、このたびは指導が至らず大変申し訳ございませんでした。 来所なさった時間帯にフロア案内をしていた職員には、対応時の言葉遣いなど不快感をあたえるような態度を慎み、来庁された方の視点に立って物事を考え、必要な聞き取りをする際でも、丁寧な説明や対応を行なうよう指導しました。 また、当係に所属している他の職員に対しましても、接遇について注意喚起行なうなど再発防止に努めてまいります。 今後とも区民の方から信頼される窓口運営を目指してまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>烏山総合支所 区民課</p>	<p>電話 03-3326-8293 FAX 03-3326-1050</p>	<p>令和4年1月28日</p>	
	<p><b>夜間の道が暗く、恐怖を感じます</b></p>	<p>他区から引っ越してきたのですが、夜間の道が暗すぎます。すれ違う人の顔が見えないのは、こんなにも恐怖を感じるものと初めて感じました。 すれ違う人の顔が見えるくらいに街灯を明るくして頂けませんでしょうか。</p>	<p>区が管理する道路の街路灯の設置につきましては、日本防犯灯協会の防犯灯照度基準などを参考に、4m先の歩行者の顔の向きや挙動などが分かる明るさ（平均水平面照度3ルクス以上）となるよう器具の選定や配置をしています。 道路の形状等により、明るさの不足が生じている箇所をお知らせ頂ければ、現地を確認させて頂き、街路灯の器具の選定や配置の見直しなど個別に対応を検討します。</p>	<p>土木部 工事第一課</p>	<p>電話 03-6432-7973 FAX 03-6432-7997</p>	<p>令和4年1月31日</p>	
	<p><b>デジタル化の推進について</b></p>	<p>デジタル化を進めるにあたって、具体的にどのような事業に力を入れて構築される予定ですか。 学校の授業でデジタル化の利点、欠点について学び、デジタル化に賛成しています。他の区に比べても人口が多い世田谷区は、住民の情報管理などをデジタル化を進めることによって解決できると思いました。また、児童に対するICT教育に力を入れることで将来的にもその分野に強くなると思いました。 なぜこのような点にデジタル化を進めることが出来ないのか、今後どのような点でデジタル化を進めていくべきとお考えになっているか、といった点もぜひお聞きしたいです。</p>	<p>区では、令和3年3月に「世田谷区DX推進方針Ver.1」を定め、そのコンセプトを「Re・Design SETAGAYA」としました。「行政サービスのRe・Design」、「参加と協働のRe・Design」、「区役所のRe・Design」の3つの方針を掲げて、DX（デジタル技術の導入や活用をきっかけに、「変革」し続けていくこと。）を推進しています。 具体的な取組みは、区役所に来なくても、PCやスマートフォンで申請できる手続きを増やすこと、LINEや動画を活用した情報配信を行うことです。また、令和4年度には、出張所など10の窓口においてキャッシュレス決済を可能にしたり、まちづくりセンター5か所でオンライン相談をモデル実施する予定です。 住民の情報管理のオンライン化については、自治体情報システムの標準化・共通化を国が主導して全国的に進めているところです。目標時期を2025年度（令和7年度）として、自治体の主要な20業務（住民記録、地方税など）を標準準拠システムに移行するための検討を進めています。 小・中学校でのICT教育については、児童・生徒に1人1台タブレット端末を配り、デジタル教材を活用した学習に活用しています。今後も、児童・生徒の力を伸ばしていけるICT教育の検討を進めています。 DXの推進は、単なるデジタル化ではなく、デジタル技術を導入したり活用したりすることで、区民のみなさんの行動や区職員の働き方が変わり、そこから生み出された時間やコストを区民にお返しし、さらなる区民サービスの向上につなげることができるものと考えています。区役所に来なくてもオンラインで完結できるような手続きを増やしたり、区役所に来ていただいた場合でもスムーズに手続き等が行えるようにしたり、スマートフォンの利用が困難な方も含めて、区民のみなさんの視点に立った区役所の変革を目指していきます。</p>	<p>DX推進担当部 DX推進担当課</p>	<p>電話 03-3439-1511 FAX 03-3439-2541</p>	<p>令和4年1月31日</p>	
	<p><b>乳アレルギー児童に対する給食のパンの料金について</b></p>	<p>アレルギー対応のパンの供給が難しいならば、パンまた乳を含んだデザートの場合の金額を差し引いて対応をお願いしたいです。 給食でパンや乳を含むデザートが出る度に別途用意しており、給食分と合わせて食費がかさんで困っています。</p>	<p>区の学校給食における食物アレルギー対応については、原因食物をすべて除いて調理した除去食の提供を基本としており、各学校は献立を工夫しながら給食提供に努めています。 しかし、食物アレルギー対応を必要とする児童・生徒の人数や重症度、除去品目数などで給食提供が難しい場合は、一食または献立の一部をお弁当として家庭から持参をお願いしており、アレルギー対応に伴う給食費の調整を行う場合は、次の3つとなっています。 ①一食分のお弁当を家庭から持参 ②飲用牛乳のみ除去 ③飲用牛乳のみ提供 パンやデザートなど料理ごとに給食費を調整することについては、使用する食材によって購入価格が異なり、料理ごとにかかるコストも異なってくることから、日々の管理が複雑になるため、対応は難しい状況です。なお、飲用牛乳については、年間を通じて購入する製品と価格が1種類となっているため、給食費の調整を行っています。</p>	<p>教育総務部 学校健康推進課</p>	<p>電話 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029</p>	<p>令和4年1月31日</p>	